

1. 機構集積協力金交付事業の概要

1. 地域集積協力金

- 実質化した人・農地プランの策定地域等において、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に、協力金を交付します。
- 同一年度内で（1）と（2）の重複交付が可能です。

（1）集積タイプ

担い手への農地集積等に取り組む地域を支援します。

〈交付要件〉

- ・ 当年度の貸付面積（交付対象面積）の1割以上が新たに担い手に集積されること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で、申請時の当該割合を1/2に緩和します（この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要があります）。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

■ 農地バンクの活用率

$$\left(\frac{\text{当年度の農地バンクへの貸付面積}}{\text{地域の農地面積}} \right)$$

（前年度までの貸付面積を除く）

■ 交付対象面積は、農地バンクへの貸付面積

■ 中山間地域は、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域（旧市区町村別）等

注1 貸付期間が6年未満の農地は、交付対象外（農地バンクの活用率の算定には加算）。

注2 東日本大震災の津波被災地域等は、0.3万円/10a上乘せ。

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超に緩和。

（2）集約化タイプ

担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域を支援します。

〈交付要件（翌々年度までに満たすこと）〉

- ・ 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること等

	農地バンクの活用率（累積）	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

■ 農地バンクの活用率（累積）

$$\left(\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}} \right)$$

■ 交付対象面積は、農地バンクからの転貸面積

2. 経営転換協力金

- 次の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に、協力金を交付します。
 - ・ 農業部門の減少により経営転換する農業者
 - ・ リタイアする農業者
 - ・ 農地の相続人で農業経営を行わない者

〈交付要件〉

- ・ 農地を10年以上農地バンクに貸し付けること等

	交付単価	上限額
令和3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

注1 令和3年度は、3年12月末までに要件を満たし申請のあった場合に交付対象。

注2 令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付対象。

3. 農地整備・集約協力金

- 農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

〈交付要件〉注 農地耕作条件改善事業の実施地区で満たす必要

- ・ 対象農地が基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ・ 対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸付けられ、目標年度までに担い手に集積されること
- ・ 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと等

■ 担い手の農地集約化率

$$= \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

注 令和5年度までの時限措置

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率（整備費に対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%